

2005年度税制改正

与党は先月15日に2005年度税制改正大綱を取りまとめ公表しました。今回は全般的に増税色が強く、定率減税の縮小以外はあまり大きな改正はありません。今後、税制改正は法案として国会の審議を経て3月には成立する予定になっています。主なものを以下に掲げてみました。

1. 定率減税の縮小

所得税・個人住民税に適用されている定率減税が以下の通り半分に縮小されます。

所得税	現行 所得税の20%(最高25万円)	改正後 10%(最高12.5万円)
個人住民税	現行 所得割額の15%(最高4万円)	改正後 7.5%(最高2万円)

- 所得税は2006年1月から、個人住民税は2007年6月(2006年の所得が対象)徴収分からの適用となります。 -

2. 住宅税制

次の住宅に関する特例の適用要件として、取得する中古住宅の場合は築年数20年以内又は25年以内という制限がありました。一定の耐震基準等を満たす既存住宅については築年数にかかわらずに特例を認めることとなります。

- (1) 住宅ローン控除(所得税)
- (2) 特定の居住用財産の買換えおよび交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・住民税)
 - 2005年1月以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月以後に買換資産の取得をする場合に適用 -
- (3) 住宅取得等資金に係る相続税精算課税制度の特例(贈与税)
- (4) 住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付等に係る抵当権設定登記に対する登録免許税の税率軽減措置
 - (1)(3)(4)は2005年4月以後取得の既存住宅に適用 -
- (5) 既存住宅及びその土地に係る不動産取得税の課税標準等の特例措置

3. 金融証券税制

- (1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例

いわゆる「タンス株」を特定口座に預入できるのが昨年2004年末で一旦打ち切りとなりましたが、2005年4月から再開され2009年5月までの間であれば預入が可能になります。ただし、従来預入時にみなし取得価額(2001年10月1日終値の80%)が適用できましたが、2005年4月以後に特定口座へ預入の場合は、原則実際の取得価格によってのみ預入可能となります。一方、取得価格が明確でも、1979年以前取得の株式は証券会社にデータがなく、特定口座への預入は出来ない見込みです。従って、それらの特定口座へ預入不能の株式は一般口座での取引となります。一般口座ではみなし取得価格が2010年末売却分までなら適用することは可能です。
- (2) 特定口座で管理されていた株式について、発行会社の清算結了等により無価値化損失が生じた場合には、これを株式等の譲渡損失とみなす措置が導入されます。
 - 2005年4月以後特定口座内にて上場株式等に該当しなくなった場合に適用 -

4. 人材投資(教育訓練)促進税制の創設

青色申告書を提出する法人が教育訓練費を基準額(前2事業年度の平均額)より増加させた場合について、その増加額の25%に相当する金額を法人税額から控除する(法人税額の10%限度)制度が創設されます。

中小企業者等の特例として、上記同様基準額より増加があった場合は、上記に代えて、教育訓練費総額に対して教育訓練費増加率の1/2(20%限度)に相当する金額を法人税額から控除する(法人税額の10%限度)ことができ、さらに法人住民税についても軽減措置があります。

- 2005年4月以後開始事業年度から3年間に限り適用 -

5. その他

所得税の寄付金控除の限度額が総所得の25%から30%に引き上げられます。確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の納付証明書の添付が義務付けられます。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : nishikai@kiu.biglobe.ne.jp

URL : <http://www.5a.biglobe.ne.jp/~nishino>